

(別表)

利用者	利用施設	支弁基準額
身体障害者	知的障害者入所授産施設（通所）	「身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年厚生労働省告示第28号）の別表「身体障害者施設訓練等支援費額算定表」（以下、「身体障害者施設訓練等支援費額算定表」という。）の第3の1のイの(2)の(一)に準じた額。
	知的障害者入所授産施設（分場）	「身体障害者施設訓練等支援費額算定表」の第3の1のイの(2)の(二)に準じた額。
	知的障害者通所授産施設	「身体障害者施設訓練等支援費額算定表」の第3の1のロの(1)に準じた額。
	知的障害者通所授産施設（分場）	「身体障害者施設訓練等支援費額算定表」の第3の1のロの(2)に準じた額。
	精神障害者通所授産施設	「身体障害者施設訓練等支援費額算定表」の第3の1のロの(1)に準じた額。
知的障害者	身体障害者入所授産施設（通所及び分場）	「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年厚生労働省告示第30号）の別表「知的障害者施設訓練等支援費額算定表」（以下、「知的障害者施設訓練等支援費額算定表」という。）の第2の1のイの(2)に準じた額。
	身体障害者通所授産施設	「知的障害者施設訓練等支援費額算定表」の第2の1のロの(1)に準じた額。
	身体障害者通所授産施設（分場）	「知的障害者施設訓練等支援費額算定表」の第2の1のロの(2)に準じた額。
	精神障害者通所授産施設	「知的障害者施設訓練等支援費額算定表」の第2の1のロの(1)に準じた額。
精神障害者	身体障害者通所授産施設（分場含む。）	精神障害者交付要綱に定める相互利用の額。
	知的障害者入所授産施設（通所及び分場。）	
	知的障害者通所授産施設（分場含む。）	